

総務省

| 番号 | 制度名 |
|------|---|
| 総務省 | |
| 総務01 | 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設 |
| 総務02 | 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 |
| 総務03 | 研究開発法人への寄附に係る税制措置 |
| 総務04 | 中小企業投資促進税制の拡充 |
| 総務05 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 |
| 総務06 | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 |
| 総務07 | 優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長 |
| 総務08 | 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 |
| 総務09 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 |
| 総務10 | 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | 課題 |
|------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない | |
| 租税特別措置等の有効性 | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| 租税特別措置等の相当性 | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（(1) ①予備送信所の新たな整備箇所数、可搬型予備送信機の新たな配備数等、②予備電源の新たな整備数、可搬型予備電源の新たな配備数等（2）緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi利用放送システムを新たに導入した事業者数等）は、補助金等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（放送施設の災害対策の強化、災害放送の迅速・正確な実施）の実現状況の将来予測について、「(1) 放送施設の災害対策の強化①約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等②予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等（2）災害放送の迅速・正確な実施 緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
達成目標の達成時期は、本租税特別措置等の適用期間終了時の平成27年度末である。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
民間放送事業者の適用件数の見込みは、民間放送事業者全社（192社）に対するアンケート調査（平成25年8月実施）において租税特別措置等の要望があった社数である。
年度ごとの適用件数の見込みは、本租税特別措置等の適用期間である平成26年度及び27年度いずれも77社（154社の半数）を見込んでいる。
W i - F i 利用放送を行う者の適用件数の見込みは、自主放送を行うCATV事業者（約500社）及び大規模施設の管理者（約500社）のそれぞれ1割程度（計103社）である。
割合については、CATV事業者に対するアンケート調査（平成25年8月実施）において、現に自ら設備を設置して公衆無線LANサービスを提供していると回答があった割合（32.9%）に、自主放送を行うCATV事業者のうち地方自治体と災害放送協定の締結を行っているものの割合（43%）を乗じた結果（14.1%）に基づくものである。
年度ごとの適用件数の見込みは、上記103社を2年間で分けたもの（平成26年度51社、平成27年度52社）としている。
- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
民間放送事業者に係る平成26年度の減収額の見込みの算定に用いた数値、計算式及びその根拠は以下のとおり（平成27年度も同じ）。
投資見込額3,068百万円×黒字社率0.7×初年度特別償却率0.3×法人税率0.2805
※ 投資見込額は前出のアンケート調査等により、黒字社率は平成23年度の放送事業者の事業収支報告により算出。
W i - F i 利用放送を行う者に係る平成26年度の減収額の見込みの算定に用いた数値、計算式及びその根拠は以下のとおり（平成27年度も同じ）。
投資見込額5,156百万円×黒字社率0.8×初年度特別償却率0.3×法人税率0.2805
※ 投資見込額（施設の規模に応じた設備の必要数×単価）は、公衆無線LANサービスを展開している事業者や関連設備を販売している事業者へのヒアリング等により、黒字社率はCATV事業者の黒字社率により算出
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本租税特別措置等は、取得価額の特別償却による投資初年度の法人税負担の軽減（課税の繰延べ）により、投資初年度の設備投資負担を軽減するものである。（投資初年度の減収額の見込みは、528百万円（本租税特別措置等の適用期間2年間で1,056百万円）である。）

本租税特別措置等の創設により、設備投資の前倒し実施を通じて、災害対策が早期に実現され（達成目標が達成され）、災害時における国民の生命・財産のより確実な確保が見込まれるため、投資初年度の法人税負担の軽減は是認できるものと考えられる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
東日本大震災の経験を踏まえ放送施設の安全・信頼性基準を見直し、放送事業者は既に当該基準に対応済みであるが、当該基準は最低限の基準であり、放送事業者の災害対策の取組には差がある。また、本租税特別措置等の対象設備は、導入によって新たな利益を生み出すものではなく、災害時を中心に利用されるものであるため、事業者による積極的な設備投資が期待しづらいものである。
本租税特別措置等は、課税の繰延べによって、投資初年度の設備投資負担を軽減し、設備投資の前倒し実施を通じて、災害対策が促進されることが見込まれ、災害時における国民の生命・財産のより確実な確保という政策目的に効果がある。アンケート調査の結果からも本租税特別措置等の活用が見込まれる。
補助金と比較した場合、予算の制約を受けず、負担を等しく公平に軽減することができる。また、課税の繰延べであるので、最終的な国の負担が相対的に少ない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
⑬に記載のとおり、放送施設の安全・信頼性基準により最低限の水準を確保するとともに、本租税特別措置法等により、設備投資の前倒し実施を通じて、災害対策を促進する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設 (国税1)(法人税:義) |
| 2 | 要望の内容 | 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間放送事業者等による予備放送設備、災害放送設備等の整備に対して、特別償却の措置を適用する。 1 民間放送事業者 (1)対象設備 ① 予備放送設備(予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備及び付帯設備) ② 災害放送設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備及び付帯設備) ③ 公共情報コモンズ関連設備(サーバ及び付帯設備) (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設 2 Wi-Fi 利用放送を行う者(CATV事業者、大規模施設管理者等)(当該放送を電気通信事業者が設置する電気通信設備を利用して行う場合における当該電気通信事業者を含む。) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき放送を行う者に限る。 (1)対象設備 Wi-Fi 利用放送設備(サーバ、Wi-Fi アクセスポイント、非常用電源設備、デジタルサイネージ及び付帯設備) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき対象者が放送を行うために利用する設備に限る。 (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設 |
| 3 | 担当部局 | 情報流通行政局 地上放送課、地域通信振興課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | — |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間) |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。 一方で、東日本大震災では、テレビ・ラジオの送信所における商用電源の供給停止や設備損壊による放送停波、海岸沿いに立地するAM送信所の津波被害が生じており、予備送信設備や予備電源設備の整備、海岸沿いや河川 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 沿いに設置されることが多いAM送信所の津波・洪水対策が課題となっている。 加えて、あらゆる情報伝達手段が失われた東日本大震災の経験から、新たな技術を含む多様な手段による情報伝達が求められており、緊急地震速報の高速化、緊急警報放送の一層の普及、自治体が発信する避難指示等の迅速・正確な伝達等についても、災害時の被害軽減に向けた課題となっている。 総務省では、本年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、こうした課題への対応について検討を重ねてきた。本年7月の取りまとめでは、国として、①予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備、②災害対策としての送信所の整備、③緊急地震速報や緊急警報放送の更なる充実、④公共情報コモンズの活用等を推進すべきとの提言がなされたところである。 また、後述《政策目的の根拠》のとおり、防災・減災に向けた取組について閣議決定等がなされている。 首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化について、放送事業者の自主的取組に委ねるだけではなく、災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として放送事業者等の取組を加速させる必要がある。 加えて、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。 そこで、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等を行なう放送事業者等に対し、設備の取得に係る税制の特例措置を適用することにより、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることとする。 |
| | | | 《政策目的の根拠》 ① 安倍内閣の基本方針(抄)(平成24年12月26日閣議決定) 老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。 ② 経済財政諮問会議 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) (3)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組 政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行い、国土強靱化推進に向けた当面の対応で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考えに基づき、対応方策を具体化し、その推進を加速する。 ③ 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議 国土の強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について(平成25年8月8日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定) 別紙 重点化すべき各プログラムの今後の対応方針 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生」 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設(ラジオ送信所など)及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間ブロープ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>「電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止」</p> <p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間ブロープ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>別添1 プログラムの施策及び今後の対応方針</p> <p>1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 (上記のとおり)</p> <p>4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (上記のとおり)</p> <p>4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害関連情報の一元的集約・共有や民間ブロープ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供、多様なメディア(防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等)を活用した情報の一括配信、公共情報 commons の活用、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>○国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図るとともに、地域全体の災害対策を着実に推進する。特に、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備を整備する。</p> <p>④ 産業競争力会議 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進</p> <p>⑤ IT総合戦略本部 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築 「新たなIT戦略の工程表」 (2)世界一安全で災害に強い社会の実現 ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 【短期(2013年度～2015年度)】 ○防災情報インフラ構築 ・耐災害性の高い強靱な通信・放送ネットワークの構築や災害関連</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>情報の一元的集約・共有機能や多様なメディアへの一括配信機能を持つシステム導入を促進【総務省】</p> <p>⑥ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」 「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表) 第4章 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。 ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。 ラジオによる自治体情報の提供にあたっては、災害関連の情報ははじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報 commons」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していくことが必要である。 <p>等</p> <p>⑦ 放送施設の安全・信頼性に係る技術基準 ○放送法施行規則 (予備機器等)</p> <p>第104条 番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。))及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。))の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「損壊等」という。))の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。</p> <p>(停電対策)</p> <p>第109条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく自家発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。</p> <p>(屋外設備)</p> <p>第112条 屋外に設置する空中線(給電線を含む。))及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。))は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けけないものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 3. 放送分野における利用環境の整備</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|---|------|----------------|--|
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 予備送信所の新たな整備箇所数、可搬型予備送信機の新たな配備数等</p> <p>② 予備電源の新たな整備数、可搬型予備電源の新たな配備数等</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムを新たに導入した事業者等数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等の達成目標は、このように課題となっている災害対策に係る設備整備の目標であり、その実現は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るという政策目的に寄与する。</p> |
| | | ① 適用数等 | <p>(1)民間放送事業者 154社</p> <p>(2)Wi-Fi 利用放送を行う者 103者(CATV事業者:50社、大規模施設管理者:53者)</p> |
| | | ② 減収額 | ▲528 百万円 |
| 8 | 有効性等 | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させることを通じて、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | <p>備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本制度が導入されなかった場合、事業者における取り組みが遅れ、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、国民に対し、生命・財産の安全確保に必要な情報が届かず、被害が拡大することが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本件特例措置の創設により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備放送設備、災害放送設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・財産の安全確保、国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化が期待される</p> <p>また、放送を通じた地域経済の活性化や地域の耐災害性の向上等が期待できる。</p> <p>さらに、本件特例措置の創設による減収効果により、更なる投資が喚起され、災害対策の早期実現が期待される。</p> | |
| | | | 9 | 相当性 |
| | | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化、災害放送の迅速・正確な実施を、制度面での対応、税制上の対応を併せて、総合的に推進するもの。</p> <p>特に、災害対策は、いつ起こるかわからない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本税制措置は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させる効果が期待されることである。</p> |
| | | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送事業者の設備投資を促進し、災害対策の早期実施を促す本租税特別措置等は、災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全確保に直接つながるものであり、各地域において展開される必要がある。</p> <p>また、こうした放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教</p> |

| | | | |
|----|--------------------|--|---|
| | | | 育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。 |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 制度名 | 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|---|---|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | <input type="checkbox"/> 把握なし | ○ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「雇用増加人数」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる）の実現状況について、「直接的な目標の効果として、平成22年度から平成24年度までの間では過疎地域における雇用の実績はない。しかし、地方公共団体に聞き取り調査したところ…今後、本制度の活用が期待できる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握される情報はあくまで、各条文の各号の実績であり、本特例措置は各号の一部であるため、用いることはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
経済情勢等の低迷もあり、近年では実績が低調となっている。
また、本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではないことから、適用に偏りはない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
④と同じ。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 国税3（法人税：義） |
| 2 | 要望の内容 | 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長：3年間 繰延べ率：譲渡益の80% |
| 3 | 担当部局 | 自治行政局地域自立応援課過疎対策室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和45年創設 平成8年度：適用期限の5年延長 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度：適用期限の5年延長 平成18年度：適用期限の5年延長 平成22年度：過疎法の延長 平成23年度：適用期限の3年延長 平成24年度：過疎法の延長 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 3年間 |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用増大のため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」 |

| | | | |
|---|------|---------------------|---|
| | | | 租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号 「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号) II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造) |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致、施設の増設等を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 【過去の適用件数(H20～H24)】 平成20年度 0件 平成21年度 0件 平成22年度 1件 平成23年度 0件 平成24年度 0件 |
| | | ② 減収額 | 平成22年度 0.1百万円 平成23年度 0百万円 平成24年度 0百万円 |

| | | | | | | |
|--|--|---|--------------|---|--------------------|--|
| | | ③ | 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24) 本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。 これまでの実績では、平成22年度1件である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H20~H24) 直接的な目標の効果として、平成22年度から平成24年度までの間では過疎地域における雇用の実績はない。</p> <p>しかし、地方公共団体に聞き取り調査したところ、たとえば、巨大地震の発生が懸念される中、過疎地域外の海岸部の施設を過疎地域内の中山間地域へ移転する計画もあり、また、自然エネルギー等の関連企業が進出するケースも出てくる見通しであり、今後、本制度の活用が期待できる。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H20~H24) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大、施設の増設等が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> | | |
| | | 9 | 相当性 | ① | 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。 |
| | | | | ② | 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 補助金等他の政策手段はない。 |
| | | | | ③ | 地方公共団体が協力する相 | なし |

| | | | |
|----|--------------------|----|---------|
| | | 当性 | |
| 10 | 有識者の見解 | | なし |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成22年8月 |

減収見込額積算根拠

| | | |
|----------|--------|--------|
| (22年度推計) | 適用件数 | 1件 |
| | 減収見込み額 | 0.1百万円 |

(計算根拠)

○ 減収見込み額 (譲渡価格 \geq 取得価格であるものとし、差益割合を95%として計算。)

$$= (\text{①取得額 (A)} - \text{②圧縮額 (E)}) \times \text{法人税率 (30\%)}$$
$$= (2\text{百万円} - 1.52\text{百万円}) \times 0.30$$
$$= 0.144\text{百万円}$$

① 取得額 (A)

$$= 2\text{百万円}$$

② 圧縮額 (E)

$$= \text{取得額 (A)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)}$$
$$= 2\text{百万円} \times 0.95 \times 0.80$$
$$= 1.52\text{百万円}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | 研究開発法人への寄附に係る税制措置 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税、所得税、法人住民税、事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 | |
|------------------------|--|---|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑧ 減取額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | <input type="checkbox"/> 予測なし | | ※ | |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | | ※ | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | | ※ | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 } 2,768 \text{ 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は716,799百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人37法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人37法人分の減収見込額）

| | | | |
|-------|--------------------------------|---|------------------|
| 法人税 | 2,768百万円 × 14.6% × 25.5% (税率) | ≒ | <u>103.1 百万円</u> |
| 法人住民税 | 103.1百万円 × 17.3% (標準税率) | ≒ | <u>17.8 百万円</u> |
| 事業税 | 2,768百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率) | ≒ | <u>33.9 百万円</u> |

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

＜表1＞

| | 所得階級 | 人数(人) | 割合(%) | 寄附金控除額 (百万円) | 1人当たり寄附額(推計) (万円) | 表2の 対応 |
|-----|------------|---------|-------|-----------------|----------------------|-----------|
| (a) | 0~150万円以下 | 36,026 | 8.4% | 1,012 | 3.01 | — |
| (b) | ~300万円以下 | 95,454 | 22.4% | 3,203 | 3.56 | (あ) |
| (c) | ~500万円以下 | 78,214 | 18.3% | 3,686 | 4.91 | (い) |
| (d) | ~800万円以下 | 66,400 | 15.6% | 4,279 | 6.64 | (う) |
| (e) | ~1,000万円以下 | 26,083 | 6.1% | 2,165 | 8.50 | (え) |
| (f) | ~2,000万円以下 | 68,766 | 16.1% | 8,430 | 12.46 | (お) |
| (g) | 2,000万円以上 | 55,984 | 13.1% | 28,226 | 50.62 | (か) |
| | | 426,927 | | 50,998 | | |

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453円。

＜表2＞

| | 課税対象となる所得の額 | 所得税の計算方式 |
|-----|------------------|------------------|
| (あ) | 195万円以下 | 5% |
| (い) | 195万円超~330万円以下 | 10% - 97,500円 |
| (う) | 330万円超~695万円以下 | 20% - 427,500円 |
| (え) | 695万円超~900万円以下 | 23% - 636,000円 |
| (お) | 900万円超~1,800万円以下 | 33% - 1,536,000円 |
| (か) | 1,800万円超 | 40% - 2,796,000円 |

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$b \ [\{ (35,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (35,600 - 2,000) \times 0.05 \}] = 11,760 \text{ 円}$$

$$c \ [\{ (49,100 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (49,100 - 2,000) \times 0.1 \}] = 14,130 \text{ 円}$$

$$d \ [\{ (66,400 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (66,400 - 2,000) \times 0.2 \}] = 12,880 \text{ 円}$$

$$e \ [\{ (85,000 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (85,000 - 2,000) \times 0.23 \}] = 14,110 \text{ 円}$$

$$f \ [\{ (124,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (124,600 - 2,000) \times 0.33 \}] = 8,582 \text{ 円}$$

$$g \ [\{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税)法人税、所得税、(地方税)法人住民税、事業税 (国税7)(法人税:義、所得税:外)(地方税8)(法人住民税:義、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | 研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。 |
| 3 | 担当部局 | 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。) |
| 6 | 適用又は延長期間 | — |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。 また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)</p> |

| | | | |
|---|------|--------------------------|---|
| | | | <p>などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」（平成25年5月14日）では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「金額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</u></p> |
| | ② | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>なお、現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、<u>現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに</u>見直す。</p> |
| | ③ | <p>達成目標及び測定指標</p> | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① | 適用数等 — |

| | | | |
|--|----|--------|---|
| | | ② | <p>減収額</p> <p>37研究開発法人で、 国税： 平年度 234 地方税：平年度 52</p> <p>(単位：百万円)</p> |
| | | ③ | <p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p> |
| | 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p> |
| | 10 | 有識者の見解 | — |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|-----------------------------|--|--|
| 制度名 | 中小企業投資促進税制の拡充 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 所得税、法人税、法人住民税、法人事業税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|--|--|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ◎ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | <input type="checkbox"/> 把握なし | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度しか把握されていないため、22 年度以前及び 24 年度の減収額の実績を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。

①設備投資対キャッシュフロー比率の向上

80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

②設備投資実施企業割合の向上

30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

③生産・営業用設備D I

設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、D I が±5ポイント程度の水準を維持する。

達成状況：平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断D I も6.5%から5.8%へ改善の動きがみられるが、未だ目標には達していない状況。

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断D I も適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性がみられる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。実際、平成25年度中小企業庁委託調査における本租税特別措置利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は85.8%と、中小企業全体の48.9%（いずれも平成22年度～24年度の平均値）を大きく上回っており、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

また、本租税特別措置により約4割の中小企業が設備投資の後押しをしていることから、設備投資実施企業割合の下支え又は押上げにつながっていることを把握する指標として適切である。

さらに、本租税特別措置により設備を取得した場合、設備の不足感は解消されることとなり、適正な水準に近づくこととなるため、生産・営業用設備D I の改善につながるものとなる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成20年度 244,858,864千円（199,475,002千円÷0.815※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率

平成21年度 199,475,002千円（193,972,915千円÷0.972※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率

平成22年度 193,972,915千円（211,059,189千円÷1.088※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率

平成24年度 200,848,143千円（211,059,189千円×0.952※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（適用者数の推計）

平成20年度 40,880社（35,173社÷0.860※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資企業数の伸び率

平成21年度 35,173社（35,684社÷1.015※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資企業数の伸び率

平成22年度 35,684社（36,734社÷1.029※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資企業数の伸び率

平成24年度 37,469社（36,734社×1.020※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正事前評価書においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

また、事前評価書に記載したとおり、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

| 業種 | 農林水産業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 |
|--------|------------|-------|------|--------------|-------|-----|
| 割合 (%) | 3% | 1% | 12% | 39% | 9% | 6% |
| 業種 | 料理 飲食店業 | 金融保険業 | 不動産業 | 運輸通信 公益事業 | サービス業 | その他 |
| 割合 (%) | 1% | 1% | 1% | 12% | 15% | 1% |

（出典）「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

【総務04】

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成26年度 181,884,182千円

平成27年度 173,084,622千円

※平成23年度の適用額に、19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率（0.952）を乗じて推計。

（適用者数の推計）

平成26年度 38,982社

平成27年度 39,762社

※平成23年度の適用者数に、19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率（1.020）を乗じて推計。

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

514億円は、財務省作成の「19（31）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」における法人税の減収額である。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税36億円、事業税96億円、市町村民税88億円、地方法人特別税78億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

514億円は平年度ベースの減収見込み額である。

本租税特別措置の拡充分にかかる減収額については、204億円と推計しており、算定根拠は別紙に記載。

⑪⑫ 税収減是認の効果の実績確認・将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成25年度中小企業庁委託調査では、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合は42.2%であることから、約4割の中小企業の投資判断の後押しをしていると推計している。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弾性値は0.68（「減価償却制度の見直しの影響について」（第一生命経済研究所（2006））から、約7割と推計している。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

別紙

【拡充部分についての減収額試算】

| | | |
|-----------------|-------|-----------|
| (1) 関連 | 減収額推計 | 8,084百万円 |
| (2) (3) 関連 | 減収額推計 | 12,305百万円 |
| (1) + (2) + (3) | 減収額推計 | 20,389百万円 |

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア（取得価額120万円以上）
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具（取得価額合計120万円以上）
ソフトウェア + 機械装置（取得価額合計160万円以上）
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具（取得価額120万円以上）
機械装置（取得価額160万円以上）

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084百万円

○120万円以上のソフトウェア投資額・・・177,507百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○特別償却適用額 177,507百万円×55.0%（特償利用割合※）
= 97,629百万円

○税額控除適用額 177,507百万円×45.0%（税控利用割合※）
= 79,878百万円

※平成23年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○特別償却に係る減収額
97,629百万円×50%（特別償却割合増加分※1）×50%（利益法人割合※2）
×23%（税率※3）=5,614百万円・・・(A)

※1ソフトウェアについて、耐用年数5年、初年度普通償却率を20%として試算

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = 743 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(B)}$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = 1,727 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(C)}$

(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)

(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 110,114 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 90,093 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{①}$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{②}$

○資本金 3000 万円超法人分

$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{③}$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 53,285 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 43,597 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{④}$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑤}$

○資本金 3000 万円超法人分

$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑥}$

①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業投資促進税制の拡充 (国税10・地方税11(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | <p>現行の措置に加えて、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 <p>する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度末までとする。</p> <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの |
| 3 | 担当部局 | 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8^ト以上→3.5^ト以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル</p> |

| | | | |
|---|----------|---------------------|--|
| | | | <p>複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p> |
| 6 | 適用又は延長期間 | | 平成27年度末まで |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用を推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|----------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|-----|-----|----|----|----|--------|-------|------|---------|-------|-----|-------|----|----|----|-----|-----|----|
| | | | 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>○適用者数 平成23年度 36,734社</p> <p>(出典) 「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典) 「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> | 業種 | 農林水産業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 割合(%) | 3% | 1% | 12% | 39% | 9% | 6% | 業種 | 料理飲食店業 | 金融保険業 | 不動産業 | 運輸通信公益業 | サービス業 | その他 | 割合(%) | 1% | 1% | 1% | 12% | 15% | 1% |
| 業種 | 農林水産業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 3% | 1% | 12% | 39% | 9% | 6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業種 | 料理飲食店業 | 金融保険業 | 不動産業 | 運輸通信公益業 | サービス業 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 1% | 1% | 1% | 12% | 15% | 1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <p>○減収額 ▲514億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約3.7万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。</p> <p>8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成24年度)</p> <p>平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断DIも6.5%から5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断DIも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。

| 年・期 | 設備投資対キャッシュフロー比率 | | 設備投資実施企業割合 | | 生産・営業用設備判断DI | | |
|-----|-----------------|-----------|------------|-----------|--------------|-----------|------|
| | I | 年間 平均値 | 年間 平均値 | 年間 平均値 | 年間 平均値 | 年間 平均値 | |
| 18年 | I | 62.2 | 66.6 | 32.1 | 31.3 | 0 | 0.5 |
| | II | 65.4 | | 30.9 | | 1 | |
| | III | 67.5 | | 30.8 | | 1 | |
| | IV | 71.3 | | 31.2 | | 0 | |
| 19年 | I | 75.4 | 71.8 | 30.6 | 28.3 | ▲1 | 0.5 |
| | II | 71.6 | | 30.3 | | 0 | |
| | III | 69.9 | | 26.9 | | 2 | |
| | IV | 70.3 | | 25.3 | | 1 | |
| 20年 | I | 71 | 70.8 | 26.2 | 25.0 | 2 | 5 |
| | II | 71.8 | | 25 | | 4 | |
| | III | 71.9 | | 26 | | 5 | |
| | IV | 68.4 | | 22.8 | | 9 | |
| 21年 | I | 64.8 | 58.8 | 19.1 | 19.6 | 18 | 18.5 |
| | II | 62.2 | | 19.5 | | 20 | |
| | III | 55.8 | | 19 | | 19 | |
| | IV | 52.5 | | 20.7 | | 17 | |
| 22年 | I | 51.1 | 53.1 | 21.4 | 23.6 | 13 | 10.5 |
| | II | 51.1 | | 23.3 | | 12 | |
| | III | 55.1 | | 24.4 | | 9 | |
| | IV | 55.2 | | 25.1 | | 8 | |
| 23年 | I | 51.0 | 49.5 | 25.2 | 23.5 | 7 | 6.5 |
| | II | 51.7 | | 22.8 | | 8 | |
| | III | 47.6 | | 23.1 | | 6 | |
| | IV | 47.5 | | 23 | | 5 | |
| 24年 | I | 46.2 | 45.0 | 25.6 | 27.6 | 5 | 5.8 |
| | II | 44.4 | | 28.2 | | 6 | |
| | III | 45.3 | | 28.3 | | 6 | |
| | IV | 43.8 | | 28.4 | | 6 | |

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

| | | | |
|---|-----|--------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～25年度)</p> <p>我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)</p> <p>このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減取(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。</p> <p>(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>中小企業が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のイ</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>ンセンティブを付与するものとなる。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の生産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成23年8月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|-----------------------------|--|--|
| 制度名 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税、所得税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 | |
|------------------------|--|--|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ | |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ | |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | <input type="checkbox"/> 把握なし | | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | | <input type="checkbox"/> 予測なし | | |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

| | | 適用企業数 | 適用金額（百万円） |
|--------|-------------|------------|-----------|
| 平成24年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 17,724 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |
| 平成25年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 21,789 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

| | 適用企業数 | 適用金額 |
|-----------|------------|----------|
| 前回要望時の見込み | 6,475／事業年度 | 3,735 億円 |
| 調査による実績 | 7,396／事業年度 | 3,072 億円 |

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【総務05】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

| | | 適用企業数 | 適用金額 (百万円) |
|--------|--------------|------------|------------|
| 平成27年度 | 総額型 (中小企業のみ) | 5,290/事業年度 | 33,066 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 57,790 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,562 |
| 平成28年度 | 総額型 (中小企業のみ) | 5,290/事業年度 | 34,058 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 59,524 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,939 |
| 平成29年度 | 総額型 (中小企業のみ) | 5,290/事業年度 | 35,080 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 61,310 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 13,327 |

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円 (平成23年度実績額) は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。

○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| A: 試験研究費(百万円) | 3,268,209 |
| B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%) | 216,682 |
| C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業) | 78.4% |
| D: 補正後増加額(百万円) (B×C) | 169,878 |
| E: 控除額(百万円)(経産省試算) | 53,930 |
| 押し上げ倍率(D÷E) | 3.15 |

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

| | 回帰分析結果 | Constant | Observation |
|--------------------|---------|----------|-------------|
| $\Delta \tau_{it}$ | 0.5518 | -0.2235 | 1915 |
| 2.3304 | [0.110] | [0.060] | |

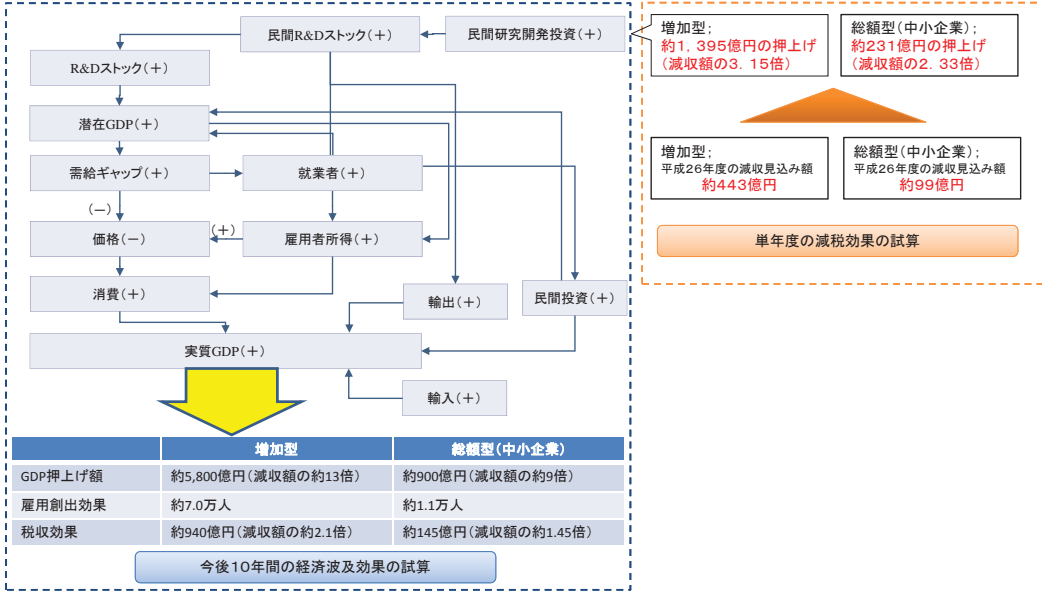
*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072

*2 (控除額/研究開発投資額)×100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税9)(所得税:外、法人税:義) |
| 2 | 要望の内容 | ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで) |
| 3 | 担当部局 | 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) |
| 6 | 適用又は延長期間 | ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで) |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 |

| | | | |
|---|------|---|--|
| | | ② | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを旨とし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとこの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とすることとする。」</p> |
| | | ③ | <p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① | <p>適用数等</p> <p>○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ＜上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業＞ 平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度) 平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度) 平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>＜増加型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>＜高水準型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 127/事業年度(83/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計(平成26年度) ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度</p> |

| | | | | <p>・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総計</td><td>1,993</td><td>1,311</td></tr> <tr><td>食料品</td><td>144</td><td>97</td></tr> <tr><td>化学</td><td>261</td><td>135</td></tr> <tr><td>窯業等</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>金属</td><td>110</td><td>82</td></tr> <tr><td>機械</td><td>137</td><td>82</td></tr> <tr><td>産業用電気機械</td><td>124</td><td>93</td></tr> <tr><td>輸送用機械</td><td>87</td><td>30</td></tr> <tr><td>理化学機械</td><td>52</td><td>39</td></tr> <tr><td>その他製造業</td><td>374</td><td>271</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>248</td><td>187</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>242</td><td>183</td></tr> <tr><td>その他</td><td>178</td><td>95</td></tr> </tbody> </table> <p>【うち増加型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総計</td><td>1,866</td><td>1,228</td></tr> <tr><td>食料品</td><td>143</td><td>96</td></tr> <tr><td>化学</td><td>234</td><td>127</td></tr> <tr><td>窯業等</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>金属</td><td>108</td><td>80</td></tr> <tr><td>機械</td><td>131</td><td>79</td></tr> <tr><td>産業用電気機械</td><td>116</td><td>88</td></tr> <tr><td>輸送用機械</td><td>83</td><td>29</td></tr> <tr><td>理化学機械</td><td>46</td><td>34</td></tr> <tr><td>その他製造業</td><td>359</td><td>261</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>239</td><td>181</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>205</td><td>153</td></tr> <tr><td>その他</td><td>166</td><td>83</td></tr> </tbody> </table> <p>【うち高水準型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総計</td><td>127</td><td>83</td></tr> </tbody> </table> | | 適用企業数 | うち中小企業数 | 総計 | 1,993 | 1,311 | 食料品 | 144 | 97 | 化学 | 261 | 135 | 窯業等 | 36 | 17 | 金属 | 110 | 82 | 機械 | 137 | 82 | 産業用電気機械 | 124 | 93 | 輸送用機械 | 87 | 30 | 理化学機械 | 52 | 39 | その他製造業 | 374 | 271 | 卸売業 | 248 | 187 | サービス業 | 242 | 183 | その他 | 178 | 95 | | 適用企業数 | うち中小企業数 | 総計 | 1,866 | 1,228 | 食料品 | 143 | 96 | 化学 | 234 | 127 | 窯業等 | 36 | 17 | 金属 | 108 | 80 | 機械 | 131 | 79 | 産業用電気機械 | 116 | 88 | 輸送用機械 | 83 | 29 | 理化学機械 | 46 | 34 | その他製造業 | 359 | 261 | 卸売業 | 239 | 181 | サービス業 | 205 | 153 | その他 | 166 | 83 | | 適用企業数 | うち中小企業数 | 総計 | 127 | 83 |
|---------|-------|---------|--|---|--|-------|---------|----|-------|-------|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|---------|-----|----|-------|----|----|-------|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|--|-------|---------|----|-------|-------|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|---------|-----|----|-------|----|----|-------|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|--|-------|---------|----|-----|----|
| | 適用企業数 | うち中小企業数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 1,993 | 1,311 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食料品 | 144 | 97 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 化学 | 261 | 135 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窯業等 | 36 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金属 | 110 | 82 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械 | 137 | 82 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業用電気機械 | 124 | 93 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸送用機械 | 87 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理化学機械 | 52 | 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他製造業 | 374 | 271 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | 248 | 187 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | 242 | 183 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 178 | 95 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 適用企業数 | うち中小企業数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 1,866 | 1,228 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食料品 | 143 | 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 化学 | 234 | 127 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窯業等 | 36 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金属 | 108 | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械 | 131 | 79 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業用電気機械 | 116 | 88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸送用機械 | 83 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理化学機械 | 46 | 34 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他製造業 | 359 | 261 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | 239 | 181 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | 205 | 153 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 166 | 83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 適用企業数 | うち中小企業数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 127 | 83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | 食料品 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|---|------|-------------------------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|--|--|--|
| | | | | 化学 | 27 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 窯業等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 金属 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 機械 | 6 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 産業用電気機械 | 8 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 輸送用機械 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 理化学機械 | 6 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | その他製造業 | 15 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 卸売業 | 9 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | サービス業 | 37 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | その他 | 12 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 減収額 | <p>○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>平成22年度 224億円(10億円)</p> <p>平成23年度 232億円(12億円)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(11億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(1億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成26年度 ▲544億円</p> <p>(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 効果・達成目標の実現状況 | <p><政策目的の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> </tbody> </table> | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | | | |
| | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|------|------|------|------|------|
| | フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 |
| | イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 |
| | 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 |
| | ロシア | 1.07 | 1.12 | 1.04 | 1.25 | 1.16 |
| | *2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」) | | | | | |
| | <今後の達成予測> | | | | | |
| | 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。 | | | | | |
| | <租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年) | | | | | |
| | 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 | | | | | |
| | *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値 | | | | | |
| | ○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%) | | | | | |
| | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
| | 韓国 | 2.32 | 2.45 | 2.53 | 2.64 | 2.80 |
| | 日本 | 2.63 | 2.70 | 2.72 | 2.54 | 2.49 |
| | アメリカ | 1.86 | 1.93 | 2.04 | 2.03 | 1.93 |
| | ドイツ | 1.78 | 1.77 | 1.86 | 1.91 | 1.88 |
| | フランス | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.40 | 1.41 |
| | イギリス | 1.07 | 1.11 | 1.10 | 1.11 | 1.10 |
| | 中国 | 0.99 | 1.01 | 1.08 | 1.25 | 1.29 |
| | ロシア | 0.72 | 0.72 | 0.66 | 0.78 | 0.70 |
| | *2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」) | | | | | |
| | また、中小企業においては、リーマンショック以降業績の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。 | | | | | |
| | なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。 | | | | | |
| | ○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) | | | | | |
| | 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 | | | | | |
| | ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) | | | | | |
| | 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。 | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> |
| | | <p><租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響> リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> |
| | | <p><税収減を是認するような効果の有無> 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | - |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成24年9月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|-----------------------------|--|--|
| 制度名 | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人住民税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|--|--|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし | |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | | | ※ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし | | | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし | | | |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | | | ※ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | | | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | | | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

| | 適用企業数 | 適用金額 |
|-----------|------------|----------|
| 前回要望時の見込み | 6,475/事業年度 | 3,735 億円 |
| 調査による実績 | 7,396/事業年度 | 3,072 億円 |

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

| | | 適用企業数 | 適用金額（百万円） |
|--------|-------------|------------|-----------|
| 平成27年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290/事業年度 | 33,066 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 57,790 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,562 |
| 平成28年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290/事業年度 | 34,058 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 59,524 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,939 |
| 平成29年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290/事業年度 | 35,080 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 61,310 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 13,327 |

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

| 措置名 | 影響額 |
|--------------------------------|--------------|
| ・ 中小企業技術基盤強化税制 | 3,881,485 千円 |
| ・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 | 97,750 千円 |
| ・ 試験研究費の増加額に係る税額控除 | 126,476 千円 |
| ・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 | 185,193 千円 |

【総務06】

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

| | | 適用企業数 | 適用金額（百万円） |
|--------|-------------|------------|-----------|
| 平成24年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 17,724 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |
| 平成25年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 21,789 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

| | | 適用企業数 | 減収額（百万円） |
|--------|-------------|------------|--------------------------------|
| 平成24年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $17,724 \times 17.3\% = 3,066$ |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | $16,452 \times 17.3\% = 2,846$ |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | $12,296 \times 17.3\% = 2,127$ |
| 平成25年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $21,789 \times 17.3\% = 3,769$ |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | $16,452 \times 17.3\% = 2,846$ |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | $12,296 \times 17.3\% = 2,127$ |

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

| | | 適用企業数 | 減収額（百万円） |
|--------|-------------|------------|---------------------------------|
| 平成27年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $33,066 \times 17.3\% = 5,720$ |
| | 増加型 | 1,360／事業年度 | $57,790 \times 17.3\% = 9,998$ |
| | 高水準型 | 127／事業年度 | $12,562 \times 17.3\% = 2,173$ |
| 平成28年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $34,058 \times 17.3\% = 5,892$ |
| | 増加型 | 1,360／事業年度 | $59,524 \times 17.3\% = 10,298$ |
| | 高水準型 | 127／事業年度 | $12,939 \times 17.3\% = 2,238$ |
| 平成29年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $35,080 \times 17.3\% = 6,069$ |
| | 増加型 | 1,360／事業年度 | $61,310 \times 17.3\% = 10,607$ |
| | 高水準型 | 127／事業年度 | $13,327 \times 17.3\% = 2,306$ |

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む）） $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| A: 試験研究費(百万円) | 3,268,209 |
| B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%) | 216,682 |
| C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業) | 78.4% |
| D: 補正後増加額(百万円) (B×C) | 169,878 |
| E: 控除額(百万円)(経産省試算) | 53,930 |
| 押し上げ倍率(D÷E) | 3.15 |

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

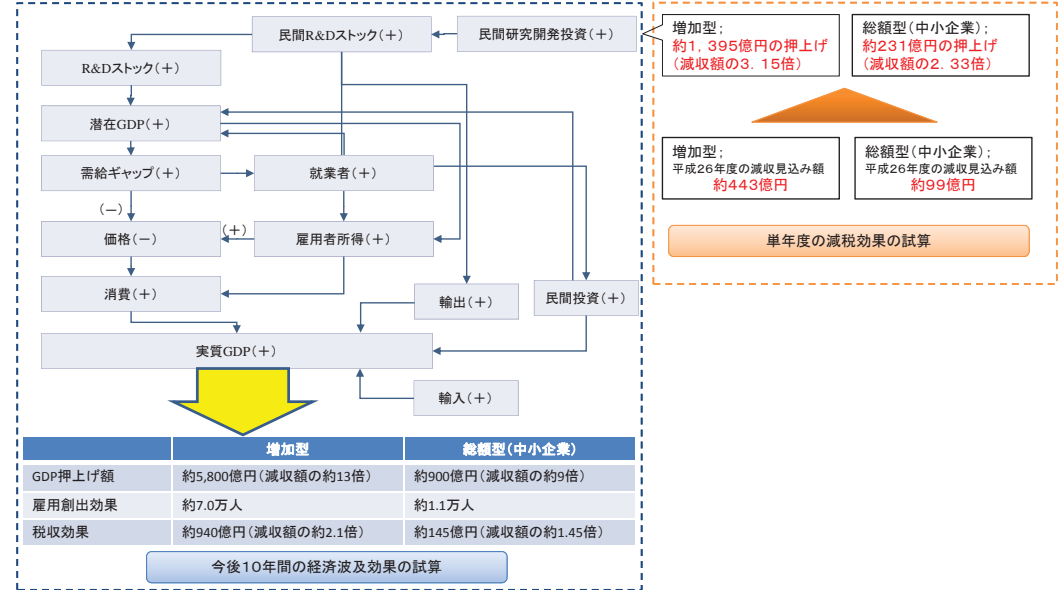
| | 回帰分析結果 | | | |
|----------------------|---------------------|----------|-------------|------|
| $\Delta \ln RD_{it}$ | $\Delta \ln Y_{it}$ | Constant | Observation | |
| 2.3304 | 0.5518 | -0.2235 | | 1915 |
| [0.619] | [0.110] | [0.060] | | |

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

- 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



増加型:
約1,395億円の押し上げ
(減収額の3.15倍)

総額型(中小企業):
約231億円の押し上げ
(減収額の2.33倍)

増加型:
平成26年度の減収見込み額
約443億円

総額型(中小企業):
平成26年度の減収見込み額
約99億円

単年度の減税効果の試算

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義) |
| 2 | 要望の内容 | ・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで) |
| 3 | 担当部局 | 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置) |

| | | |
|---|----------|---|
| 6 | 適用又は延長期間 | ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで) |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差 |

| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更には GDP の引き上げ効果につながる。</p> <p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="479 699 831 927"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p> | | 平成23年度 | 機械製造業 | 11.2% | 化学工業 | 16.5% | 輸送用機械器具製造業 | 5.7% | 食料品製造業 | 10.1% | 電気機械器具製造業 | 8.4% | 卸売業 | 19.0% | サービス業 | 14.9% |
|------------|--------|--------|---|--|--------|-------|-------|------|-------|------------|------|--------|-------|-----------|------|-----|-------|-------|-------|
| | 平成23年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械製造業 | 11.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 化学工業 | 16.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸送用機械器具製造業 | 5.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食料品製造業 | 10.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気機械器具製造業 | 8.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | 19.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | 14.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|-------|--|
| | ② 減収額 | <p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法)</p> <p>「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>○国税及び地方税における中小企業利用実績</p> |
|--|-------|--|

| | | <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乘せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乘せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| ③ | 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> | | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 | イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 | 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 | ロシア | 1.07 | 1.12 | 1.04 | 1.25 | 1.16 |
| | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロシア | 1.07 | 1.12 | 1.04 | 1.25 | 1.16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乘せ措置の控除率の引上げ、増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乘せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> | | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 韓国 | 2.32 | 2.45 | 2.53 | 2.64 | 2.80 | 日本 | 2.63 | 2.70 | 2.72 | 2.54 | 2.49 | アメリカ | 1.86 | 1.93 | 2.04 | 2.03 | 1.93 | ドイツ | 1.78 | 1.77 | 1.86 | 1.91 | 1.88 | フランス | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.40 | 1.41 | イギリス | 1.07 | 1.11 | 1.10 | 1.11 | 1.10 | 中国 | 0.99 | 1.01 | 1.08 | 1.25 | 1.29 | ロシア | 0.72 | 0.72 | 0.66 | 0.78 | 0.70 |
|------|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 2.32 | 2.45 | 2.53 | 2.64 | 2.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 2.63 | 2.70 | 2.72 | 2.54 | 2.49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 1.86 | 1.93 | 2.04 | 2.03 | 1.93 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 1.78 | 1.77 | 1.86 | 1.91 | 1.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.40 | 1.41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 1.07 | 1.11 | 1.10 | 1.11 | 1.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国 | 0.99 | 1.01 | 1.08 | 1.25 | 1.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロシア | 0.72 | 0.72 | 0.66 | 0.78 | 0.70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|-----|--|
| | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ 増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長 高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 |

| | | |
|----|----------------------|---|
| | | <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乘せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p> |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成24年度 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|---|-----------------------------|--|
| 制度名 | 優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |
| | | | <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|---|---|--|--|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 把握なし |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 予測なし |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | | <input type="checkbox"/> 把握なし |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり | | | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり | | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために、新たに測定指標（用地あい路率）を設定すると説明されているが（＜点検結果表の別紙＞③参照）、他の租税特別措置（換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [将来の見込み]
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

要望時における達成目標は、

- ・用地あい路率の縮減 3.10%

としていたところ、平成21年度から23年度までにおける用地あい路率の推移（実数）は、2.98%（H21）、2.70%（H22）、2.70%（H23）となっており、21年度要望時における目標値は達成されたものの、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要であることから、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

③ 達成目標及び当該目標（評価書中8③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

効果・達成目標を設定する。

用地あい路率（※）の縮減 2.63%（平成26年度～平成30年度の目標値）

※ 用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。

用地あい路率については、租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できないものの、用地買収時の地権者に対するインセンティブとして租税特別措置による影響は大きいことから、評価にあたって適切な指標であると考え。なお、本租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因を排除した指標を設定するためには、本租税特別措置の有無による効果の検証として、地方公共団体を通じた地権者に対するアンケート等により当該特例の有無による契約の可否等を調査する。

⑫ 税収減は認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

土地譲渡益に係る法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない（平成10年以降課税停止中）。

<分析対象期間平成21年～30年>

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うに当たっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長（国税12）（法人税：義） |
| 2 | 要望の内容 | 優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に係る課税の特例措置について、土地開発公社にかかる部分における税率（軽減税率）の適用期限（現行：平成25年12月31日）を5年間延長する。 （関係条文） 租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68 |
| 3 | 担当部局 | 自治行政局地域自立応援課地域振興室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和54年度：創設 昭和60年度：適用期限の3年延長 平成62年度：適用期限の3年延長 平成2年度：適用期限の1年延長 平成3年度：適用期限の5年延長 平成8年度：適用期限の5年延長 平成13年度：適用期限の3年延長 平成16年度：適用期限の5年延長 平成21年度：適用期限の5年延長 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 5年間 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>経済・社会情勢の変化により、今後、宅地の量的拡大の必要性が次第に低下していく中で、住宅・宅地の質的な向上への要求がより高まっている。</p> <p>このため、より良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得に関して税制上の誘因を与えることで、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）第1条）</p> <p>地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる（同法第10条）。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|---------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|---|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援する。 ※ 本件施策に関する計数的な指標は、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施する土地取得の実績に左右されるため、提示は困難。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 土地開発公社が長期保有土地を取得する実績が考えられるが、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施するものであるため、数値により目標を提示することは困難。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援し、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給の促進に寄与する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 【過去の適用件数(H22~H24)】 ○ 法人がする譲渡(件・百万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>477</td> <td>397</td> <td>302</td> <td>243</td> <td>148</td> </tr> </table> <p>H22~H24の数値は特例の対象となる譲渡について市町村への悉皆調査の結果(当室集計)。 H25、H26はH22~H24の数値からの推計値。 ※なお、本特例で適用除外とされている「5%の追加課税」自体が適用停止となっているため(租特法第62条の3第13項)、実際の特例の適用実績はない。追加課税の適用停止が解除となった場合の特例の効果を推計した値である。 直近3年間で減少傾向であるためH25、26の推計値が少なく出ているが、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施されることから必ずしも僅少とはいえない。 また、適用土地開発公社は、岩手県、宮城県、山形県、石川県、富山県、静岡県、千葉県、東京都、長野県、大阪府、広島県、大分県、宮崎県など全国にわたり広範に活用されていることから偏りがあるものではない。</p> | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 件数 | 13 | 8 | 7 | 3 | 1 | 金額 | 477 | 397 | 302 | 243 | 148 |
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件数 | 13 | 8 | 7 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金額 | 477 | 397 | 302 | 243 | 148 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | 22年度 ▲23.9百万円 23年度 ▲19.9百万円 24年度 ▲15.1百万円 25年度見込 ▲12.2百万円 26年度見込 ▲7.4百万円 積算根拠: 長期保有地の譲渡金額×5%(特例により適用除外となる追加課税率) ※なお、本特例で適用除外とされている「5%の追加課税」自体が適用停止となっているため(租特法第62条の3第13項)、実際の特例の適用実績はない | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------------------|--|----------------|--|
| | | | い。追加課税の適用停止が解除となった場合の特例の効果の推計値。 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》 23年度は落ち込んだものの、概ね3,000百万円程度の土地開発公社による宅地開発のための土地取得の実績があり、地域の秩序ある整備に向けた宅地開発が進んでいる。 18年度: 2,925百万円 19年度: 3,793百万円 20年度: 3,289百万円 21年度: 3,594百万円 22年度: 2,271百万円 23年度: 688百万円 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援する。 ※ 本件施策に関する計数的な指標は、各地方公共団体が地域の实情に応じて実施する土地取得の実績に左右されるため、提示は困難。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置は、優良な宅地開発に供しうる土地の供給者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が極めて重要な判断要素となっており、延長されない場合、各地方公共団体の住宅整備計画が円滑に進まないおそれがある。 《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置により、良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得が円滑に進み、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を通じて地域の秩序ある整備が促進される。 |
| | | 9 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性 |
| 10 有識者の見解 | | なし | |
| 11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — | |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------|--|
| 制度名 | 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 所得税、法人税、法人住民税、事業税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |
| | <input type="checkbox"/> 事後 | | |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 | |
|------------------------|---|------------------------------------|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ | |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ⊗ | |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ | |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | <input type="checkbox"/> 把握なし | ○ | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | | <input type="checkbox"/> 予測なし | ○ | |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ⊗ | |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ⊗ | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（パソコン利用割合）は、中小企業投資促進税制等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度しか把握されていないため、22 年度以前及び 24 年度の減収額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「個人事業主 平成 24 年：30.9%（対前年比+2.7ポイント）、法人 平成 24 年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す」と説明されているが、租税特別措置等の目標値及び達成時期が説明されることとなり、本租税特別措置等の効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。

達成状況：中小企業におけるパソコン利用状況は、本租税特別措置による効果等により、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されていることから、目標達成には至っていない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

【従業員20名未満の企業におけるパソコン利用状況】

- ・個人事業主 平成24年：30.8%（対前年比+2.7ポイント）
- ・法人 平成24年：70.0%（対前々年比+5.1ポイント）

（出典）

個人事業主：平成23、24年「個人企業経済調査」（総務省）

法人：平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成23年は未実施）

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「H23年度租特適用実態報告書」）より、損金算入額 234,741,916千円 適用法人数 424,751社。

各年度の適用法人数の推計

H22年度 (424,751社÷約2,347億円) × 1,805億円※ = 326,662社

H24年度 (424,751社÷約2,347億円) × 2,843億円※ = 514,515社

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正での見込み適用事業者数は23年度231,341社であり、想定よりも適用事業者が多い。

また、下記のとおり、適用についても業種による偏りはない。

○ 少額減価償却資産の特例の利用業種

| | | | | | |
|-------|------|---------|----------|-----|------|
| 業種 | 建設業 | 製造業 | 運輸通信公益事業 | 卸売業 | 小売業 |
| 割合(%) | 10.9 | 19.0 | 3.3 | 8.9 | 10.2 |
| 業種 | 不動産業 | 料理飲食旅館業 | サービス業 | その他 | |
| 割合(%) | 6.0 | 4.8 | 32.5 | 4.5 | |

（出典）

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙のとおり。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

258億円は、財務省作成の「19(31)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」における法人税の減収額238億円（平年度ベース）に、「19(32)「租税特別措置の増減収額試算」における所得税の減収額の20億円（平年度ベース）を加えたものである。また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税35億円、事業税113億円、市町村民税87億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙のとおり。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析

（重回帰分析結果）

$LN(一人当売上高/従業員数) = 7.57^{**} + 0.076 LN(設備投資額/従業員数)^{**} + 0.20 LN(少額特例利用額/従業員数)^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^* + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02$

【総務08】

ダミー製造業-0.53 ダミー情報通信業** -0.33 ダミー運輸業* +0.76 ダミー卸売業・小売業** +0.83
 ダミー不動産業** -0.23 ダミー飲食・宿泊業 -0.43 ダミー医療、福祉業 -0.39 ダミーその他サービス業**

(備考) * : 5%有意水準、** : 10%有意水準、補正R² = 0.389

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合(100%減少した場合)には、売上高は20%減少することとなる(0.2%×100%)。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上は375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる(375万円×14.8人(平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数))ことになる。1社当たりの減収額は、約56万円(法人税の減収額:238億円÷424,751社)であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

⑫ 税収減は認の効果の将来見込み(評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%(※)増加する。

(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析

(重回帰分析結果)

$L N(一人当売上高/従業員数) = 7.57^{**} + 0.076 L N(設備投資額/従業員数)^{**} + 0.20 L N(少額特例利用額/従業員数)^{**} - 1.47$ ダミー農林水産業* +0.26 ダミー鉱業 +0.24 ダミー建設業 -0.02 ダミー製造業 -0.53 ダミー情報通信業** -0.33 ダミー運輸業* +0.76 ダミー卸売業・小売業** +0.83 ダミー不動産業** -0.23 ダミー飲食・宿泊業 -0.43 ダミー医療、福祉業 -0.39 ダミーその他サービス業**

(備考) * : 5%有意水準、** : 10%有意水準、補正R² = 0.389

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合(100%減少した場合)には、売上高は20%減少することとなる(0.2%×100%)。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上は375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる(375万円×14.8人(平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数))ことになる。1社当たりの減収額は、約40万円(減収見込みの試算額:199億円÷488,274社)であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○平成25年度、26年度、27年度推計

(1) 国税

① 損金算入額の推計

H25年度 2,843億円*¹ (H24年度) × (100% - 5.1%*²) = 2,698億円

H26・27年度 2,698億円 (H25年度と同様とする。)

*¹平成24年度財務省減収額試算

*²日銀短観(H25年度計画)における中小企業(全産業)のソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の前年度比(%)

② 適用法人数の推計

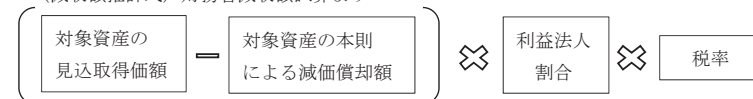
H25年度 (424,751社 ÷ 約2,347億円) *³ × 2,698億円 = 488,274社

H26・27年度 488,274社

*³平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③ 減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より



H25年度、26年度、27年度減収額

(2,698億円 - 971億円*¹) × 50%*² × 23%*³ = 199億円

*¹2,698億円 × 36% (平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合: 1,024億円 / 2,843億円 = 36%) = 971億円

*²平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合

*³平成24年度財務省減収額試算における税率

(2) 地方税

H25年度

・法人住民税の減収額

199億円 × 17.3% = 3,442,700,000円

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税(所得割)の減収額

(2,698億円 - 971億円) × 50% × 5.3% = 4,576,550,000円

(特例による所得の減収額) (外形法人の税率)

・ 地方法人特別税の減収額
 4,576,550,000 円 × 81% = 3,707,005,500 円
(法人事業税(所得割)の減収額) (外形外法人の税率)

・ 合計
 3,442,700,000 円 + 4,576,550,000 円 + 3,707,005,500 円 = **11,726,255,500 円**

H26・27年度 H25年度と同様とする。 約 117 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (国税11・地方税12(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | 【要望事項】 適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。 |
| 3 | 担当部局 | 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長) |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間) |
| 7 | ① 必要性等 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。 |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進 |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して |

| | | | <p>は、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることにより、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|---------|---|-----|------|-----|----------|-----|-----|-------|------|------|-----|-----|------|----|------|---------|-------|-----|-------|-----|-----|------|-----|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>○適用者数</p> <p>平成 23 年度 424,751 社</p> <p>○損算入額</p> <p>平成 23 年度 2,347 億円</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> | 業種 | 建設業 | 製造業 | 運輸通信公益事業 | 卸売業 | 小売業 | 割合(%) | 10.9 | 19.0 | 3.3 | 8.9 | 10.2 | 業種 | 不動産業 | 料理飲食旅館業 | サービス業 | その他 | 割合(%) | 6.0 | 4.8 | 32.5 | 4.5 |
| 業種 | 建設業 | 製造業 | 運輸通信公益事業 | 卸売業 | 小売業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 10.9 | 19.0 | 3.3 | 8.9 | 10.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業種 | 不動産業 | 料理飲食旅館業 | サービス業 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 6.0 | 4.8 | 32.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <p>○減収額</p> <p>▲258 億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|----------------|--|
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 4 月~平成 26 年 3 月) 本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20% (※)増加する。</p> <p>(※)平成 25 年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成 24 年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高} / \text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額} / \text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額} / \text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ ダミー-農林水産業}^{**} + 0.26 \text{ ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ ダミー-建設業} - 0.02 \text{ ダミー-製造業} - 0.53 \text{ ダミー-情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ ダミー-運輸業}^{**} + 0.76 \text{ ダミー-卸売業} \cdot \text{小売業}^{**} + 0.83 \text{ ダミー-不動産業}^{**} - 0.23 \text{ ダミー-飲食} \cdot \text{宿泊業} - 0.43 \text{ ダミー-医療、福祉業} - 0.39 \text{ ダミー-その他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正R²=0.389</p> |
| | | | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果がみられているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞ ・個人事業主 平成 24 年:30.9%(対前年比+2.7 ポイント) ・法人 平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2 ポイント) (出典) 個人事業主:平成 23、24 年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成 22、24 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成 23 年は未実施)</p> <p>平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% 法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% |
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月~平成 28 年 3 月) 今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p> |

| | | | <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー-農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ダミー-建設業} - 0.02 \text{ダミー-製造業} - 0.53 \text{ダミー-情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー-運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー-卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー-不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー-飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー-医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミー-その他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正$R^2=0.389$</p> | 年度 | 減収額 (億円) | 個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%) | 法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%) | 20 | 520 | 28.5 | 75.1 | 22 | 164 | 27.6 | 64.9 | 24 | 243 | 30.8 | 70.0 |
|----|--------------------|--|---|----|-------------|--|--|----|-----|------|------|----|-----|------|------|----|-----|------|------|
| 年度 | 減収額 (億円) | 個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%) | 法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 520 | 28.5 | 75.1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 164 | 27.6 | 64.9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 243 | 30.8 | 70.0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本措置により、中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 有識者の見解 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成24年8月 | | | | | | | | | | | | | | | | |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 制度名 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税、所得税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 | |
|------------------------|--|---|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input type="checkbox"/> 達成されていない | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ | |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | | ※ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | | ○ |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | | <input type="checkbox"/> 把握なし | ○ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり | | | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される事業者等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件)

| | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 1 | 1 | 3 | 1 |

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計であり、本措置は、本年度が初年度であることを踏まえると、より確実性の高い他の推計方法は存在しない。

また、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、適用額の将来推計において、同調査等を用いることとしていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件、百万円)

| | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 減収額 | 2.5 | 1.5 | 5.5 | 4 |

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離

【総務09】

島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計によると平成26年度の減収見込額は、18百万円である。

新規適用件数は7件を見込んでいるが、過去の特別償却適用事例における効果をみると、設備投資の結果として6人の雇用を創出するなど、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会を拡充し、定住人口の減少傾向の通減に寄与することが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 国税13（法人税：義・所得税：外） |
| 2 | 要望の内容 | 【割増償却制度の延長】（法人税・所得税） 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度（取得価額500万円超、機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%）の適用期間を1年延長する。 |
| 3 | 担当部局 | 自治行政局地域自立応援課地域振興室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成10年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300万円超） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成12年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成13年度 適用期限の3年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超） 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500万円超→2,000万円超） 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外） 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ（2,000万円超→500万円以上） |
| 6 | 適用又は延長期間 | 1年間 |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土か |

| | | | |
|---|----------------|--|---|
| | | | <p>ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> |
| | ② | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>25年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p> |
| | ③ | 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上(平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数)</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p> |
| | | ② 減収額 | <p>国税 18百万円</p> <p>※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値</p> <p>計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率</p> <p>※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p> |
| | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補充又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>地方税には関係しない。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成24年9月(平成25年度税制改正要望時) |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 制度名 | 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 | 府省名 | 総務省 |
| 税目 | 法人税、法人住民税、事業税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|---|------------------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし | ◎ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ◎ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | ◎ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ◎ |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | <input type="checkbox"/> 把握なし | ○ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（情報通信関連企業数の増加及び情報通信産業就業者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④参照）。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度の情報通信関連企業数及び情報通信産業就業者数について説明しつつ、「相当程度の成果を得ていると判断される」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

| | 適用件数 | 適用法人数 | 適用総額 |
|------|------|-------|-----------|
| 税額控除 | 5件 | 5件 | 293,258千円 |
| 所得控除 | 1件 | 1件 | 2,303千円 |

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みは下記のとおりであり、平成24年度には一定の適用があったことから、かい離はないと考えられる。

（前回要望時の見込み）

平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。

※情報通信産業特別地区…那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村等を想定。

情報通信産業振興地域…情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村等を想定。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の所期の想定は④参照。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、情報通信産業特別地区として那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村が、情報通信産業振興地域として情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村が指定され、平成24年度には、投資税額控除2件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

【総務10】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度428百万円であり、24年度の減収額は約286百万円であったため、見込みより減少しているが、20年9月のリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等の影響があるものと分析。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

| | 平成20年度 | 平成21年 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 減収額 | 248百万円 | 271百万円 | 259百万円 | 259百万円 | 286百万円 |

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、進出企業数は194社から263社へ、雇用者数は16,317人から23,741人へ増加しており、沖縄の情報通信関連産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度360百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに440社の立地、4.2万人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 【新設・延長・拡充】 (国税8)(法人税:義)(地方税9)(法人住民税:義、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | (1)国税 ○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加 ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。 |
| 3 | 担当部局 | 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成29年3月31日まで |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興地域の指定) 第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。</p> <p>2～5項 略</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2)情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用への推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・情報通信関連企業の進出数を平成33年度までに440社とする。(平成24年度:263社) ・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成33年度までに4.2万人雇用とする。(平成24年度:23,741人)</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・情報通信関連企業数の増加 ・情報通信産業就業者数の増加</p> <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを</p> |
|--|--|---|

| | | | <p>与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>※平成 24 年度の実績は、企業数 263 社、雇用者数 23741 人。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|----------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|------|-----|-----|-----|-----|---------|---------|---------|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等 ・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除 45 百万円程度、投資税額控除 940 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> | | | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | 所得控除 | 適用件数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 控除額 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 投資税額控除 | 適用件数 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 控除額 | 259 百万円 | 259 百万円 | 286 百万円 |
| | | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得控除 | 適用件数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 控除額 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資税額控除 | 適用件数 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 控除額 | 259 百万円 | 259 百万円 | 286 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】 ・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額 12 百万円程度、投資税額控除による減収額 940 百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成 23 年度の実績のみであるため、平成 22 年度、平成 24 年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p> | | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | 減収額 | 259 百万円 | 259 百万円 | 286 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減収額 | 259 百万円 | 259 百万円 | 286 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-----|----------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 前回要望時(平成 23 年度)の目標等 平成 23 年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は 237 社であり、平成 23 年度目標の 200 社を達成している。 また、進出企業による雇用者数が 20,212 人に達している。一方で、平成 23 年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は 33,700 人であるのに対して平成 22 年度時点での県内実績は 25,339 人となっている。しかし、現在の数値目標が平成 20 年 3 月に 22,400 人から上方修正された目標であり、かつ、同年 9 月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) ○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391 億円(平成 12 年度) → 3,482 億円(平成 23 年度) ○雇用者数の増加 8,600 人(平成 12 年度) → 23,741 人(平成 24 年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54 社(平成 14 年 7 月末) → 263 社(平成 24 年度)</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第 31 条 課税の特例等)に明示されているものである。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | なし |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |

| | | |
|----|--------------------|----------------------|
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 前回の事前評価実施時期:平成 23 年度 |

